

新庄市男女共同参画計画

平成30年3月
山形県新庄市

新庄市男女共同参画計画の策定にあたって

近年、少子高齢化の進行や家族形態・ライフスタイルの多様化等、社会を取り巻く環境は大きく変化しており、育児や介護、就労をめぐる問題がますます複雑化・深刻化しています。女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が制定されている今日、男性の家事関連時間は増加傾向にありますが「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識や慣習・しきたりは、未だに根強く残っており、性別によって負担や責任が偏ることにより様々な問題の解決を困難にしている状況にあります。

このような状況の中、全ての人が性別や年齢にとらわれることなく一人ひとりの個性、資質、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくことが、今後の地域活力の維持・発展を図る上で重要です。

本市では、社会状況の変化や市民アンケートの結果等を踏まえ、さらなる男女共同参画社会の実現をはかるため、このたび新庄市男女共同参画計画を策定しました。

今後、市民一人ひとりが、性別や年齢にかかわらず、個性や能力を発揮し、ともに役割や責任を分かち合って暮らせるまちを築いていくための施策を展開してまいります。男女共同参画はあらゆる分野に関わることから、市民・企業・地域活動団体等、多くの方とともに力を合わせて取り組みを進めていくことが必要ですので、皆様の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり「新庄市男女共同参画計画策定委員」およびアドバイザーの方々に多大なご尽力をいただきました。また、市民アンケートや、貴重なご意見・ご提案をお寄せいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

平成30年3月

新庄市長 山尾 順紀

目 次

第1章 計画の策定

1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	
3	計画の基本理念	
4	計画の期間	2
5	本市の現状と課題	

第2章 基本目標

	計画の体系	3
基本目標Ⅰ	男女共同参画の意識を高めるまちづくり	4
基本目標Ⅱ	個性と能力を発揮し働くことができるまちづくり 【新庄市職業生活における女性活躍推進計画】	6
基本目標Ⅲ	お互いが認め合いともに協力し活躍できるまちづくり	9
基本目標Ⅳ	安心できる暮らしが広がるまちづくり	10
基本目標Ⅴ	取り組みが広がる推進体制の充実	14

参考資料

◆男女共同参画社会基本法	16
◆山形県男女共同参画推進条例	21
◆市民アンケート調査結果	26
◆計画策定の経過、委員名簿	42
◆新庄市男女共同参画計画策定委員会設置要綱	43

第1章 計画の策定

1 計画の趣旨

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています(男女共同参画社会基本法第2条 平成11年法律第78号)。

現在、我が国では、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう実効性のあるアクションプランとして「第4次男女共同参画基本計画」が平成27年12月に策定されました。

本市においても、「新庄市男女共同参画基本計画(平成15年3月)」、「新庄市男女共同参画アクションプラン(平成19年3月)」を策定し、男女共同参画に関する問題を解決する取り組みを実施してまいりました。しかしながら、男女共同参画社会を実現するには、根深く残る固定的な性別役割分担意識(※1)への対応や、長時間労働の是正等、働き方の見直しに対する粘り強い対応が必要です。

こうしたことから、様々な課題への対応を図り、本市における男女共同参画を一層推進するために「新庄市男女共同参画計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、男女共同参画社会基本法に基づき、国の男女共同参画基本計画及び山形県男女共同参画計画(平成28年3月)を参考とし、本市における男女共同参画社会の形成を推進する施策についての基本的な計画です。新庄市まちづくり総合計画(第4次新庄市振興計画 平成23年3月)をはじめとする各種計画との整合性を図りながら、男女共同参画分野を強化する個別計画です。また、基本目標Ⅱの部分を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)第6条第2項に規定する「市町村推進計画」として位置付けます。

3 計画の基本理念

市民一人ひとりが、年齢や性別、障がいの有無や国籍などの違いを越え、自立し、助け合い、お互いを敬愛し、それぞれが家庭・地域・職場での役割を果たして、地域社会全体が支えあい、ともにきらめいて活動していけるよう次の基本理念を掲げ、施策を推進していきます。

『みんなでつくる

女(ひと)・人(ひと)・男(ひと)

支えあい ともにきらめく 新庄のまち』

※1 固定的な性別役割分担意識：「男は仕事、女は家庭」等、男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、性別を理由として、役割を固定的に分けること。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。男女共同参画に関する情勢の変化に対応するため、必要に応じて内容の見直しを図ることとします。

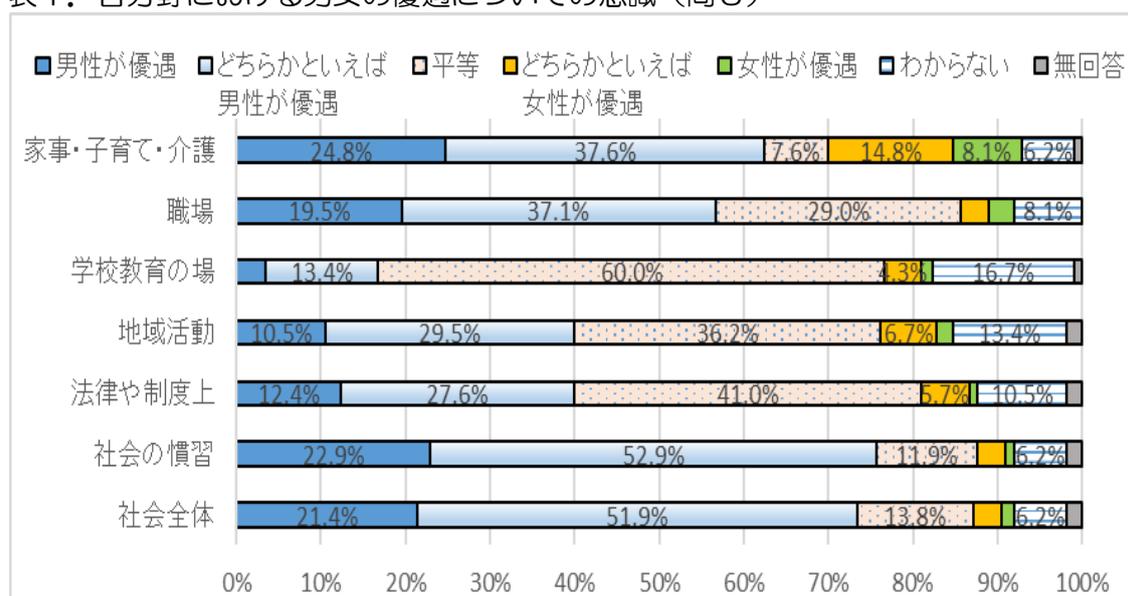
5 本市の現状と課題

本市では平成28年度に市民に対しアンケート調査を行い、市民の男女共同参画に対する意識や実態を明らかにしました(調査結果はP26～P41参照)。アンケートでは、性別による固定的な役割分担意識が少なからず存在し、学校教育の場を除く地域・家庭・職場等の分野において男女の不平等を感じている傾向が見られました(下表1 P29問3参照)。

また、職場において男女間に差別がある場合、どのような理由からかの間では、家事・育児・介護の女性負担が大きいと回答した割合は70.0%であり、女性は、結婚や出産などにより継続して働くことが困難だと考える人が、55.2%と過半数にのぼることが明らかとなりました(P37問11参照)。さらに、性別にとらわれることなく家庭生活や、地域活動に積極的に参加していくために、労働時間の短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てる環境づくりが必要と回答した割合は、男性が53.1%、女性は44.5%であり、過半数近くの方が労働環境の改善に対して必要性を感じていることがわかりました(P33問7参照)。

以上の現状から、本市の主な課題は、男女共同参画社会についての理解不足、根強く残る固定的な性別役割分担意識、長時間労働等であり、男女ともに自らの力を発揮し、いきいきとした生活を送るためには様々な場面で改善が求められています。

表1. 各分野における男女の優遇についての意識(問3)



第2章 基本目標 計画の体系

基本理念	基本目標	施策の方向	主な施策
みんなでつくる (ひと)女・(ひと)人・(ひと)男 支えあい ともにきらめく 新庄のまち	I. 男女共同参画の意識を高めるまちづくり	①性別による固定的な性別役割分担意識と社会的慣行の変革	(1) 市民への男女共同参画に関する各種情報の発信、啓発活動の展開
		②男女共同参画を推進する教育と学習の充実	(1) 家庭、学校、地域における男女共同参画を推進する教育の充実 (2) 生涯を通じた男女共同参画学習の充実
	II. 個性と能力を発揮し働くことができるまちづくり	①一人ひとりが力を発揮して働ける職場環境づくり	(1) 男女共同参画に関する法律・制度の普及 (2) 雇用における均等な機会と待遇の確保の促進 (3) 各種ハラスメント防止の促進と対策
		②仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 働き方の見直しを促す取り組みの推進 (2) 両立に向けた働く場への支援の充実 (3) 男性の家事・育児・介護への参画の促進
		③よりよい子育て環境の整備・充実	(1) 多様なニーズに応じた子育て支援の充実 (2) 子育てに関する相談・支援体制の充実
	III. お互いが認め合いともに協力し活躍できるまちづくり	①地域社会での女性の活躍の推進	(1) 自治会、NPO等地域で活躍する組織への連携・支援
		②女性の政策・方針決定の場への参画の推進	(1) 政策・方針の決定過程への女性参画の拡大
	IV. 安心できる暮らしが広がるまちづくり	①あらゆる暴力の根絶と予防・被害者支援の充実	(1) あらゆる暴力を防ぐ環境づくり (2) 相談体制、サポート体制の整備と周知
		②生涯を通じた健康づくりの推進	(1) 生涯を通じた健康支援 (2) 性と生殖に関する正しい知識の普及
		③生活上様々な困難を抱える人への対応	(1) 貧困、高齢、障がい、海外からの移住等により生活上の困難に直面する人への支援 (2) ひとり親家庭への支援 (3) 子ども、若者の自立へ向けた支援
		④男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	(1) 防災施策への男女共同参画の視点導入 (2) 防災現場に一人ひとりが参画できる体制づくり
	V. 取り組みが広がる推進体制の充実	①推進体制の充実	(1) 市の推進体制の研究と検証 (2) 国、県、関係機関との連携

基本目標Ⅰ『男女共同参画の意識を高めるまちづくり』

施策の方向①『性別による固定的な性別役割分担意識と社会的慣行の変革』

課題

性別にとらわれることなく、互いを尊重し個性と能力が発揮できる社会の実現には、市民一人ひとりが男女共同参画の趣旨の理解に努め、身の回りにある固定的な性別役割分担意識を認識し、一つひとつ見直していくことが必要です。

例えば、広報誌等に使用される文字やイラストには様々な男女の固定的な役割に触れていることが多く、それにより私たちは無意識のうちに固定的な性別役割分担意識を刷り込まれていることがあります。

男女共同参画の社会では、性別や国籍で生き方や働き方を制限されることなく、多様な生き方を選択できることが重要です。

男女共同参画意識の浸透を図るためには、法律や制度などの普及が必要であるとともに、行政を中心とした男女共同参画に関する情報の収集・発信に努め、市民の意識改革を目指し、必要なところに適切な情報が届くように施策を展開する必要があります。

主な施策

(1) 市民への男女共同参画に関する各種情報の発信、啓発活動の展開

- ・性別や国籍による固定的な性別役割分担意識にとらわれない広報物の制作および周知に努めます。
- ・毎年6月23日～29日の「男女共同参画週間」の期間に、国、県、関係機関と連動し啓発活動を展開します。
- ・山形県男女共同参画センター等との連携を強化します。

施策の方向②『男女共同参画を推進する教育と学習の充実』

課題

男女共同参画意識の浸透を図るためには、家庭・学校・地域における教育が重要な役割を担っております。

市民に対し実施したアンケートにおいて「学校教育の場」は、ほぼ男女の立場が平等と意識されており、今後も、現在の学校教育を充実させていくことが必要です。

また、家庭・職場・地域など相互の連携を図りながら様々な生活の場面での学習を通じて、男女共同参画の意識づくりが推進されるよう、積極的に学習機会の充実を図っていくことが重要です。

主な施策

(1) 家庭、学校、地域における男女共同参画を推進する教育の充実

- ・子育てや家庭教育は男女が協力して行うことが重要であること等を啓発するため、県主催の家庭教育出前講座（企業、各団体対象）の開催に協力します。

- ・学校教育における男女共同参画に関する学びを推進します。
- ・男女共同参画に即した教育方針、教育カリキュラムの継続、新しい施策の動向への適切な対応に努めます。

(2) 生涯を通じた男女共同参画学習の充実

- ・県などが実施する男女共同参画についての講座や学習機会の周知に努めます。
- ・広報媒体を活用し、男女共同参画に関する市の取り組みの掲載や、市が主催する男女共同参画に関する講座や学習機会の提供を検討します。

数値目標

内容	現状値		目標値 H34
	基準年	数値	
「男女共同参画社会」という用語の周知度 ※アンケートで「言葉も意味も知っている」、「言葉は知っているが意味はわからない」と答えた割合	市：H29 (参考国：H24)	男 85.7% (66.3%)	男女とも 100% (男女とも 100%)
		女 70.0% (61.3%)	
男女共同参画に関する広報	H29	年 1 回	年 4 回



男女共同参画

男女共同参画シンボルマークについて

内閣府男女共同参画局が平成21年に作成。このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いを尊重しあい、共に歩いていけたらという願いがこめられています。

基本目標Ⅱ『個性と能力を発揮し働くことができるまちづくり』

(新庄市職業生活における女性活躍推進計画)

基本目標Ⅱに掲げている施策の方向の内容は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年9月4日号外法第64号）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」と位置付けています。本市は、この基本目標Ⅱを「新庄市職業生活における女性活躍推進計画」として、女性の職業生活における活躍を推進します。

施策の方向①『一人ひとりが力を発揮して働ける職場環境づくり』

課題

働きたい人が、個人の能力を十分に発揮できる職場環境を整備することは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要なことです。

家事・育児・介護をしながら、就労を行うことは容易ではなく、性別にとらわれることなく、多様な働き方（育児・介護休業や短時間勤務、フレックスタイムなど）を選択できる環境の整備が求められています。

今後、労働力人口が減少するなかで、多様な個性と能力をもつ人材が職場で力を発揮することは、地域経済の活性化に大いにつながります。

事業主、従業員双方に対して、関係機関と協力してできるだけきめ細かい普及啓発の働きかけや、スキルアップ機会の充実等を行い、一人ひとりが力を発揮して働ける職場環境づくりを力強く進めていく必要があります。

主な施策

(1) 男女共同参画に関する法律・制度の普及

- ・労働基準法、男女雇用機会均等法など平等な待遇確保に係る法令の遵守について関係機関と連携しながら事業者への啓発活動を進めます。

(2) 雇用における均等な機会と待遇の確保の促進

- ・就労等に関する対等な機会の保障、スキルアップ機会の充実を図ります。
- ・子育てをしながら就職を希望する方々を対象としたマザーズハローワーク事業に積極的に協力します。
- ・女性の活躍の推進などに積極的に取り組む事業所を紹介するなどの情報提供を行い、男女共同参画意識の高揚に努めます。

(3) 各種ハラスメント防止の促進と対策

- ・各種ハラスメント（※2）防止対策の促進のため、普及啓発を行います。

※2 ハラスメント：様々な場面での「嫌がらせ、いじめ」を指す。他者に対する発言・行動等が本人の意図とは関係なく、相手を不快にさせる、尊厳を傷つける不利益を与える、脅威を与えること。

施策の方向②『仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進』

課題

就労と家事・育児・介護との両立は、家族の協力や、職場内の理解と制度の充実が重要です。

しかし、男性は、長時間労働が恒常化している仕事中心の働き方により、家族と関わる時間が少ないなど、家庭生活を主体的に営むことができず、様々な弊害が出てきています。

また、市民に対し実施したアンケート問4の結果を見ると、食事のしたくを主に妻がすると答えた割合が81.0%、洗濯を主に妻がすると答えた割合が78.1%になるなど、家庭のことは依然女性に偏っており、就労等との両立に少なからず影響を与えています。

人生の各段階に応じ多様な生き方が選択できる「ワーク・ライフ・バランス（※3）」の実現を図ることが大切であり、これを啓発し意識を高める必要があります。

主な施策

（1）働き方の見直しを促す取り組みの推進

- ・男女が安心して仕事と家庭を両立できるように、市広報等を通じて市民へワーク・ライフ・バランスの理解を図っていくとともに、事業主や従業員双方に対して、育児・介護休業法などを周知徹底することにより、育児・介護休業制度や短時間勤務制度などの理解・普及を図っていきます。

（2）両立に向けた働く場への支援の充実

- ・「山形いきいき子育て応援企業」（※4）に登録している企業について、企業における女性の活躍や子育て応援への取り組みを積極的に周知し協力します。

（3）男性の家事・育児・介護への参画の促進

- ・「やまがた企業イクボス同盟」（※5）への登録を推進します。
- ・「家事ギャップセミナー」等の開催を検討し、男性の家庭への参画を推進します。

※3 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：誰もが、仕事や家庭生活、地域生活、個人の趣味等、様々な活動について、自ら望むバランスで展開できる状態。

※4 山形いきいき子育て応援企業：山形県が企業における女性の活躍や仕事と家庭の両立支援、子育て支援、若者応援等に積極的に取り組んでいる企業、または積極的に取り組む計画のある企業を「山形いきいき応援企業」として登録し、広く県民に紹介するとともに、登録企業に対して総合的な支援措置。

※5 やまがた企業イクボス同盟：県内の各経済団体等から賛同を得て、企業経営者の参画による「やまがた企業イクボス同盟」を設立し、職場で働く部下の仕事と家庭生活の両立を支援する「イクボス」として、相互に連携しワーク・ライフ・バランスの普及拡大を進めながら、働き続けられる職場づくりを実践していく制度。

施策の方向③『よりよい子育て環境の整備・充実』

課題

本市においても多様な家族形態があるなか、子育てにおいて必要に応じ様々な子育て支援が活用でき、安心して働き続けられる環境が整っていることは、女性の一層の社会参加のため、男女ともにいきいき働くために、大変重要なことです。

働きながら無理なく育児ができるよう、多様なニーズに応じた保育サービス、子育て支援の充実、子育ての相談・支援体制の充実を進める必要があります。

主な施策

(1) 多様なニーズに応じた子育ての支援の充実

- ・多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの内容の拡充を図ります。
- ・0歳児～3歳未満児の保育需要に対応した保育環境の整備を図ります。
- ・地域社会の中で、放課後や休日等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう「放課後子ども総合プラン」による放課後児童クラブ（学童保育所）、放課後子ども教室を推進します。

(2) 子育てに関する相談・支援体制の充実

- ・子育て中の親に対し、子育てや家庭に関する情報交換や交流ができる機会の提供に努めます。

数値目標

内容	現状値		目標値 H34
	基準年	数値	
「ワーク・ライフ・バランス」の理解度 ※アンケートで「言葉も意味も知っている」と答えた割合	H29	46.2%	70%
「学童保育が充実している」と答えた割合 ※まちづくり市民アンケートで「そう思う、どちらかといえばそう思う」と答えた割合	H29	30.9%	50%
「子育てしながら働くことができる環境が整備されている」と答えた割合 ※まちづくり市民アンケートで「そう思う、どちらかといえばそう思う」と答えた割合	H29	19.3%	30%
「山形県いきいき子育て応援企業」に登録している企業数（3月末現在）	H29	41社	60社

基本目標Ⅲ『お互いが認め合いともに協力し活躍できるまちづくり』

施策の方向①『地域社会での女性の活躍の推進』

課題

女性の様々な団体やグループ活動は、それぞれの分野で活発に取り組みされており、男女共同参画をテーマとしたグループの立ち上げなども見られます。

しかし一方で、メンバーの固定化、団体間の交流ネットワーク不足といった課題もあります。

こうした状況を踏まえ、多様な個性と能力をもつ人材が、社会のあらゆる活動に積極的に参加し、その意思決定に主体的に関わって活動を充実させ、自立して活動するなど、地域コミュニティで活躍できるよう働きかける必要があります。

主な施策

- (1) 自治会、NPO（※6）等地域で活躍する組織への連携・支援
 - ・女性団体やグループ、NPO等へ、情報提供や団体間のネットワーク形成、活動の連携などの支援や協力を行い、市民の主体的な活動を促進します。

施策の方向②『女性の政策・方針決定の場への参画の推進』

課題

男女共同参画社会の進展を図っていくためには、男女がともに対等な立場で、行政をはじめ、地域や企業など様々な分野の意思決定過程に参画し、責任を分かち合いながら、積極的に意見を反映していくことが重要です。

今後、行政の各種審議会委員など政策検討の場に、これまで以上に積極的に女性の参画を促すことにより、女性の社会参加の環境づくりを進めていく必要があります。

主な施策

- (1) 政策・方針の決定過程への女性参画の拡大
 - ・市の女性管理職の登用を推進します。
 - ・市審議会等への女性の参画を促進します。
 - ・自治会等における地域活動の分野への女性の参画を促進します。

数値目標

内容	現状値		目標値 H34
	基準年	数値	
審議会における女性委員の構成比率	H28	27.8%	40%
区長（自治会長）における女性の人数	H29	9人/212人	15人/212人

※6 NPO：Non-Profit Organization 非営利民間組織の略。福祉、環境、文化、芸術、スポーツ、まちづくりなどのあらゆる分野における民間の非営利組織のことで、法人格の有無は問わない。

基本目標Ⅳ『安心できる暮らしが広がるまちづくり』

施策の方向①『あらゆる暴力の根絶と予防・被害者支援の充実』

課題

近年、配偶者や恋人等によるドメスティック・バイオレンス（DV）（※7）やストーカー行為などさまざまな暴力が深刻な社会問題となっています。社会に依然として残る固定的な性別役割分担意識や風習が要因の一つであると考えられています。あらゆる暴力は人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会を形成する上で克服すべき重要な問題です。

また、被害に遭った人たちが、より深刻な事態に陥ることのないよう、相談窓口を積極的に活用してもらうための環境づくりや、警察等の関係機関との連携による支援体制の整備に取り組み、安全に生活できる環境づくりを進めることが必要です。

主な施策

- （1）あらゆる暴力を防ぐ環境づくり
 - ・あらゆる暴力の防止のため、関係機関と連携し市民への周知・啓発に努めます。
- （2）相談体制、サポート体制の整備と周知
 - ・市の窓口として子育て推進課で相談を受けるほか、県の配偶者暴力相談支援センター、警察、家庭裁判所、市関係課などの窓口を市民に効果的に周知します。
 - ・被害者の自立を支援するため、関係機関との連携、連絡体制を強化します。

施策の方向②『生涯を通じた健康づくりの推進』

課題

男性も女性も、未永く健康で自立した生活を送ることは、男女共同参画社会の実現における土台ともいえます。お互いがそれぞれの身体的特徴を十分に理解し、思いやりをもって生きていくことが必要です。

しかし、様々な情報が氾濫する中で、命の大切さや互いの性についての理解、多様な生き方を尊重することなど、社会全体で解決すべき課題も多くあります。特に、女性は妊娠や出産という身体的な変化に直面する機会があることから、女性のライフステージに応じた健康づくりやがん検診などの予防対策を推進する必要があります。

また、本市における高齢化の進展を踏まえ、社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上等により、男女共に健康寿命（※8）の延伸を実現することも必要です。

主な施策

- （1）生涯を通じた健康支援
 - ・安心して妊娠・出産・育児をすることができる環境づくりとして、きめ細かい一貫した健康指導の実施に努めます。
 - ・女性を対象とした検診の充実に努めます。

※7 ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など現在親密な関係にある、あるいは以前に親密な関係にあった男女間における身体的・精神的な暴力。

※8 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

- ・認知機能低下及びロコモティブシンドローム（運動器症候群）（※9）等の予防を推進します。

（2）性と生殖に関する正しい知識の普及

- ・学校において、児童・生徒の発達段階に応じた性に関する知識や、互いの性を理解するための教育の充実を図ります。

数値目標

内容	現状値		目標値 H34
	基準年	数値	
子宮頸がん検診受診率 （健康課 事務事業評価より）	H28	6.5%	20% （H32目標）
乳がん検診受診率 （健康課 事務事業評価より）	H28	32.8%	50% （H32目標）

施策の方向③『生活上様々な困難を抱える人への対応』

課題

急速に進む少子高齢化社会において、福祉ニーズが高まっています。貧困、高齢、障がい、海外からの移住、性的マイノリティ（※10）、ひとり親家庭も含めて、様々な年代や生活状況にある人が、安心して生活を送ることができるようにするには、行政が実施する福祉サービスの充実に加え、幅広い市民参加による地域福祉ネットワークづくりが、今後一層必要になってきます。

また、社会人・職業人として自立できる人材を育成するため、若い頃からキャリア教育・職業教育を体系的に行い、男女とも経済的に自立していく重要性について伝えるとともに、長期的視点に立ってライフデザインを描くことができるような教育も必要です。

主な施策

（1）貧困、高齢、障がい、海外からの移住等により生活上の困難に直面する人への支援

- ・一人ひとりが生きがいを持ち、健康を維持、増進しながら社会参加することができるように、生涯を通じた健康づくりや介護予防を推進します。
- ・介護に関する相談体制の充実、高齢者や障がい者を地域の多くの関係者で見守る地域福祉ネットワークの形成に努めます。

（2）ひとり親家庭への支援

- ・生活に不安を抱えるひとり親家庭に対する就労支援、相談、交流事業の強化を図ります。
- ・母子父子自立支援員による、相談体制の強化を図ります。

※9 ロコモティブシンドローム（運動器症候群）：筋肉、骨、関節、軟骨、椎間板といった運動器のいずれかあるいは複数に障害が起こり「立つ」「歩く」といった機能が低下している状態のこと。

※10 性的マイノリティ：同性愛者や両性愛者、性同一性障がい者、性別に違和感を覚える人など性にまつわる場面において少数者（マイノリティ）になる人々の総称。

(3) 子ども、若者の自立へ向けた支援

- ・ニート、ひきこもり等、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者が、地域で安心して生活できるよう、関係機関と連携しながら、若者相談支援の環境づくりを推進します。
- ・小学校からキャリア教育を展開するとともに、職場見学や職場体験等の実践を通して、児童・生徒・学生が進路選択を主体的に捉え自らの将来を考える教育を推進します。

主な相談窓口一覧 (月～金 8:30～17:15 祝日年末年始を除く)

事業名	内容	担当課
市民相談案内事業	市民の日常生活上の様々な困りごと、悩みの相談に応じるとともに、対応する相談窓口の紹介を行う。	市民課
障がい者相談支援事業	障がい者が解決しなければならない問題の相談に応じ、各方面(福祉・医療等)の機関との連携を図る。	成人福祉課
精神保健事業	専門医師または臨床心理士によるこころの健康相談を実施(月1回)。司法書士による多重債務相談、保健師による相談、訪問の実施を行う(随時)。	健康課
母子保健事業	妊娠・出産・育児期において保健指導や健康相談の実施を行う。	
婦人相談事業	母子家庭等の婦人の就労、家庭内暴力などの相談を受け助言・指導を行う。	子育て推進課
子育て応援企業支援事業	企業における子育てサポート体制の確立により「仕事と子育ての両立ができる環境」の整備を目指す。	総合政策課
地域リーダー育成事業	地域づくりに関わる課題や現状認識を共有しながら、これから地域づくりを担うリーダーを育成する。	

主な関係機関一覧

関係機関	電話番号
最上広域青少年指導協議会(青少年指導センター) ○月・火・木・金 8:30～17:15(祝日年末年始を除く) 新庄市教育委員会社会教育課内	☎0233-22-2111
最上地域配偶者暴力相談支援センター(DV相談支援センター) ○月～金 8:30～17:15(祝日年末年始を除く) 山形県最上総合支庁子ども家庭支援課	☎0233-29-1274
警察安全相談(県警察本部) ○毎日24時間	☎#9110 または ☎023-642-9110

関係機関	電話番号
県男女共同参画センター「チェリア」 ○火～金 9:00～17:00 ○土・日・祝日 13:00～17:00 (第3日曜日、年末年始を除く)	☎023-629-8007
男性ホットライン ○毎月第1～3水 19:00～21:00 (年末年始を除く)	☎023-646-1181
子ども女性電話相談(山形県福祉相談センター) ○毎日 8:30～22:00 (年末年始を除く)	☎023-642-2340
女性の人権ホットライン ○月～金 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)	☎0570-070-810
法テラス犯罪被害者支援ダイヤル(日本司法支援センター) ○月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00	☎0570-079-714
DV相談ナビ(内閣府男女共同参画局) ○毎日24時間	☎0570-0-55210

施策の方向④『男女共同参画の視点に立った防災体制の確立』

課題

平成23年の東日本大震災において、救援物資や避難所等の運営における男女共同参画の視点の必要性が、それまで考えられていた以上に重要であることが明らかとなりました。平成25年には、内閣府から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が提示され、女性用更衣室や男女別トイレ、授乳スペースなどプライバシーを確保できる仕切りの工夫、女性や子どもに対する暴力等の予防のための取り組みが、避難生活の安全・安心のために重要であることが示されました。

地域における防災力向上を図るには、このような教訓を生かし、災害時において、女性や多様な生活者の視点に立った対応を一人でも多くの人にとれるよう、防災に関する施策等に女性の視点を反映する体制づくりや、地域の防災活動への女性の参画を推進することが必要です。

主な施策

(1) 防災施策への男女共同参画の視点導入

- ・防災計画等の見直しにおいて、女性委員を登用するなどして、男女共同参画の視点に立った意見を反映させていきます。
- ・男女共同参画の視点に立った災害対策の必要性について意識啓発を進めます。

(2) 防災現場に一人ひとりが参画できる体制づくり

- ・地域の防災分野における女性の参画を推進し、性別の違いに配慮した避難所運営マニュアルの作成や女性リーダーの育成を支援します。

基本目標Ⅴ『取り組みが広がる推進体制の充実』

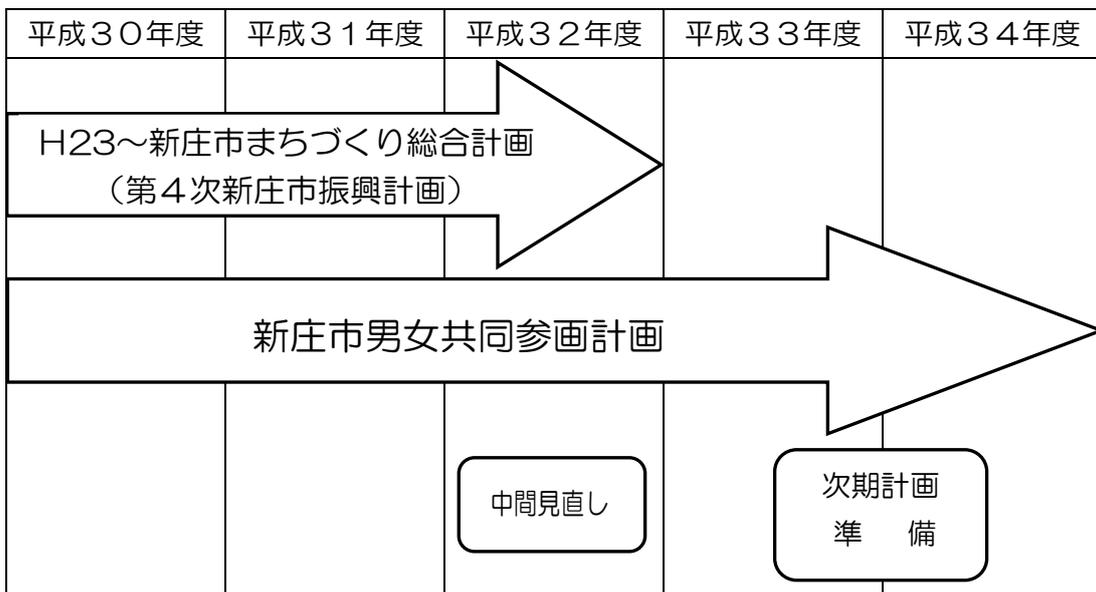
施策の方向①『推進体制の充実』

男女共同参画社会にむけた課題は、家庭・地域・職場など幅広い分野にまたがっております。本市ではこれまでも関連する事業を個別に展開してきましたが、男女共同参画社会の実現のために、市推進本部を設置し、全庁体制での連携を強化し、男女共同参画の視点に立ち総合的に取り組みます。

主な施策

(1) 市の推進体制の研究と検証

本市においては、市民によるまちづくりが活発に行われておりますが、男女共同参画社会の実現するために、今後は、男女共同参画の視点を取り入れた、市民との協働によるまちづくり事業の推進を図ります。本計画は、平成30年度から平成34年度までの5年間ですが、平成32年度中に計画の中間見直しを行い、平成33年度からの2年間では、次期計画に向けた準備を行います。また、計画の検証については、市民や有識者で構成される推進委員会を設置し、個々の施策等の実施状況を点検・評価、また課題の検討を行い計画の実現に努めます。



(2) 国、県、関係機関との連携

男女共同参画社会の実現のためには、国、県、関係機関との連携に加え、行政だけではなく市民、企業等が主体的に関わり、相互に連携しながら取り組みを推進していくことが大切です。市民一人ひとりが、性別や年齢等にとらわれることなく個性や能力を十分に発揮し、ともに役割や責任を分かち合って暮らせるまちを築いていくため、男女共同参画社会の実現を目指します。

参 考 资 料

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本

理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計

画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参

画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (略)

◆山形県男女共同参画推進条例

平成 14 年 7 月 2 日公布

山形県条例第 45 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 7 条）

第 2 章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等（第 8 条—第 19 条）

第 3 章 男女共同参画審議会（第 20 条—第 26 条）

附則

私たちが目指す 21 世紀の社会は、男女が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思と選択によつてのびやかに生きることができる社会である。また、男女が共に助け合い、力を合わせて地域の未来を創り出していく社会である。

しかしながら、依然として性別によつて役割を固定的にとらえる人びとの意識やこれを反映した社会慣行などが様々な分野に根強く残っている状況にある。

山形県においては、男女共同参画社会の実現に向けて様々な取組が進められてきたところであり、また、夫婦共働き世帯が多いなど女性の就業割合が全国の中で高い状況にあるが、男女が平等に能力を発揮できる機会の確保や適正な評価がなされる環境が十分に整っているとは言えず、家庭生活や地域活動においても男女が対等な立場で関わる状況には未だ至っていない。

本格的な少子高齢社会の到来、家族形態の多様化、国際化の進展等社会経済情勢の大きな変化に対応しつつ、次代を担う子供達が健やかに生まれ育ち、将来にわたって活力あふれる地域社会を築いていくためには、男女があらゆる分野に共に参画し、喜びと責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の早期実現を目指していかなければならない。

このような認識に立ち、県民、事業者及び行政が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もつて男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画の推進 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会の実現に向けて取り組むことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進に当たっては、男女が性別による身体的特徴の違いについて互いに理解を深めることにより、男女の生涯にわたる健康が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に当たり、県民、事業者、市町村及び国と連携し、及び協力して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動における男女の均等な機会の確保（積極的改善措置を含む。）、職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるような就業環境の整備その他の事業活動における男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害に関する配慮)

第7条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。）及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）に対する身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

(男女共同参画計画)

第8条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定により男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定め、又は変更するに当たっては、山形県男女共同参画審議会に意見を求めるとともに、県民の意見を聴くものとする。

(広報活動等)

第9条 県は、男女共同参画の推進に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報活動等を行うものとする。

(教育の推進等)

第10条 県は、学校教育その他の教育及び生涯学習の場において、男女共同参画の推進に関する教育の推進、学習の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(家庭生活における活動とその他の活動との両立支援)

第11条 県は、家族を構成する男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立できるように、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の活動に対する支援)

第12条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第13条 県は、市町村の男女共同参画計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第14条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(事業者の調査協力)

第15条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他男女共同参画の推進に係る取組状況を把握するための調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進の状況等の公表)

第16条 知事は、毎年度、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について公表するものとする。

(苦情等及び相談への対応)

第17条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民及び事業者から苦情その他の意見の申出があった場合は、適切に対応するものとする。

2 知事は、前項の規定に基づく申出があった場合において、必要と認めるときは山形県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 県は、第7条に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為についての県民又は事業者からの相談に適切に対応するものとする。

(推進体制の整備)

第18条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第19条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

第3章 男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第20条 男女共同参画計画その他男女共同参画の推進に関する重要事項について、知事の諮問に応じ、調査審議させるため、山形県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第21条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満とならないものとする。

3 委員は、男女共同参画に関し学識経験を有する者及び公募に応じた者のうちから、知事が任命する。

- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第22条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、前項の会議の議長となる。
- 3 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第24条 審議会は、県民及び事業者からの苦情その他の意見の申出等について調査審議させるために部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化環境部において処理する。

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◆市民アンケート調査結果

1. 調査の概要

項目	内容
調査時期	平成 29 年 1 月～2 月
調査対象	18 歳～65 歳の市民 500 名（無作為抽出）
回収率	42.4%（回収 212 件／配布 500 件）
有効回答率	42%（210 件）
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・本人属性 ・男女共同参画社会に向けた用語の認知度 ・管理職や役員の状況 ・男女の地位の平等間 ・夫婦における役割分担への考え ・家庭生活、地域活動に関すること ・女性活躍の考え ・役職要請への対応 ・女性が職業を持つことへの考え ・職場における差別の理由 ・女性の就労に対する支援 ・ドメスティック・バイオレンスに関すること ・男女共同参画社会推進のため力を入れるべき施策

2. 回答者の概要（属性）

%（人）

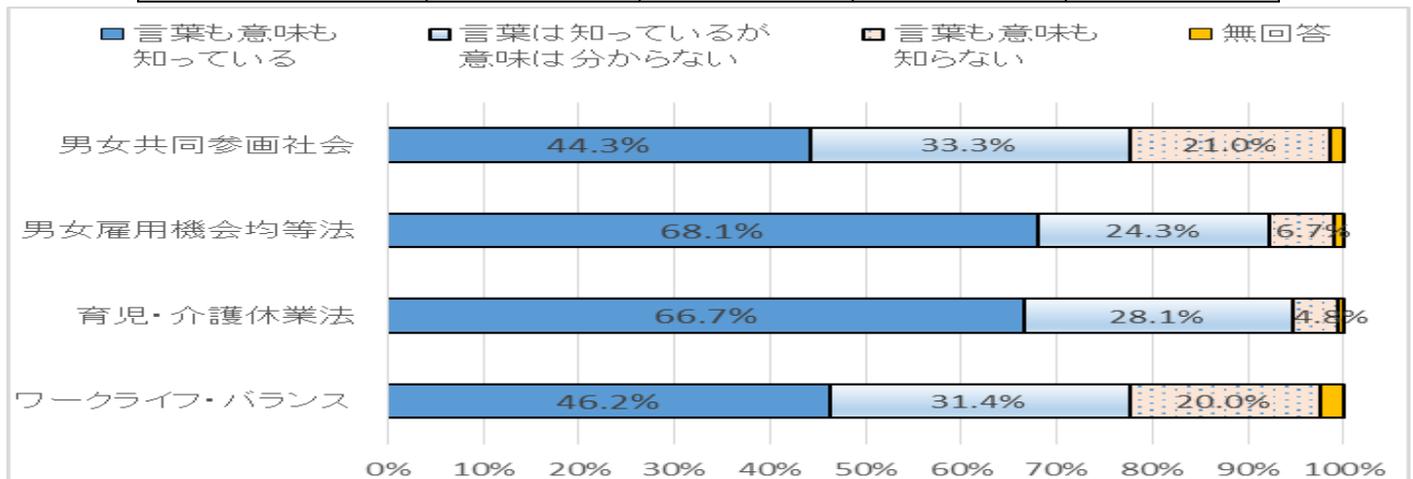
項目	回答数	結果			
		男性		女性	
性別	208	46.7%（98）		52.4%（110）	
年齢	210	10 歳代	20 歳代	30 歳代	40 歳代
		0.5%（1）	5.2%（11）	15.2%（32）	21.0%（44）
		50 歳代	60 歳代		
		32.4%（68）	25.7%（54）		
職業	207	常用雇用	パート・アルバイト	自営業	専業主婦（主夫）
		47.1%（99）	18.6%（39）	17.1%（36）	3.3%（7）
		学生	無職	その他	
		1.9%（4）	8.1%（17）	2.4%（5）	
家族構成	210	1 人暮らし	夫婦のみ	2 世代世帯	3 世代世帯
		8.6%（18）	14.8%（31）	45.7%（96）	22.4%（47）
		その他の世帯			
		8.6%（18）			

3. 調査結果の概要

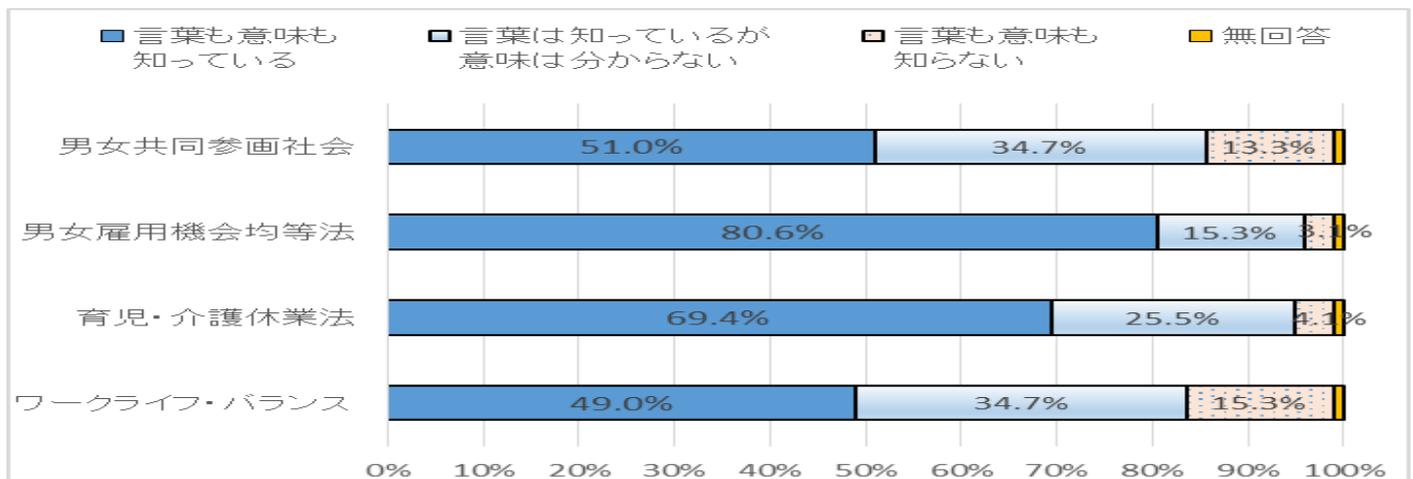
問 1：次の言葉や意味を知っていますか。

(N=210)

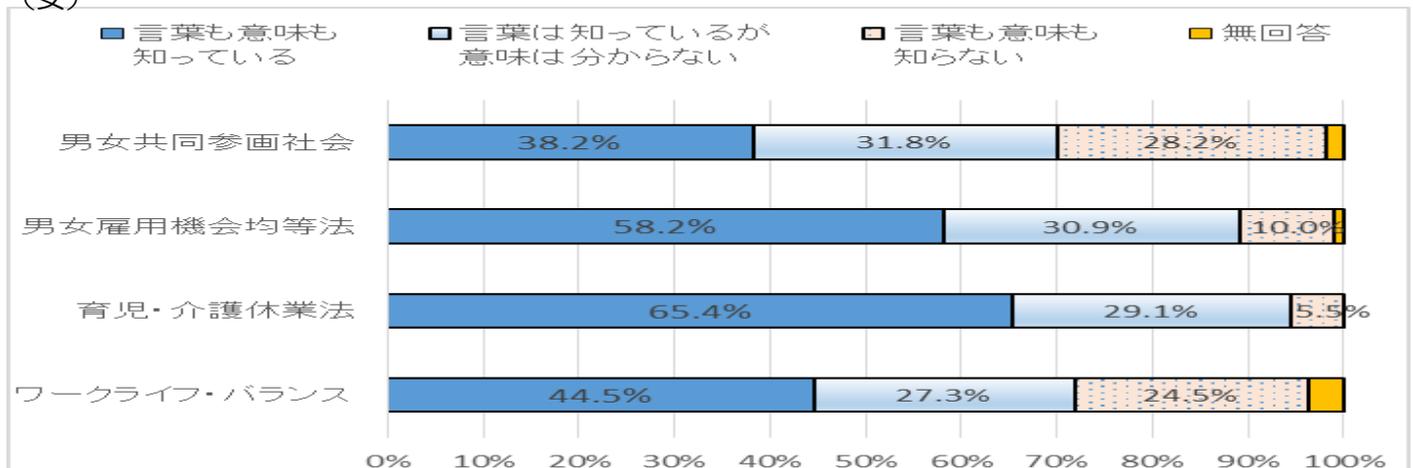
	言葉も意味も知っている	言葉は知っているが意味は分からない	言葉も意味も知らない	無回答
男女共同参画社会	93	70	44	3
男女雇用機会均等法	143	51	14	2
育児・介護休業法	140	59	10	1
ワークライフ・バランス	97	66	42	5



(男)



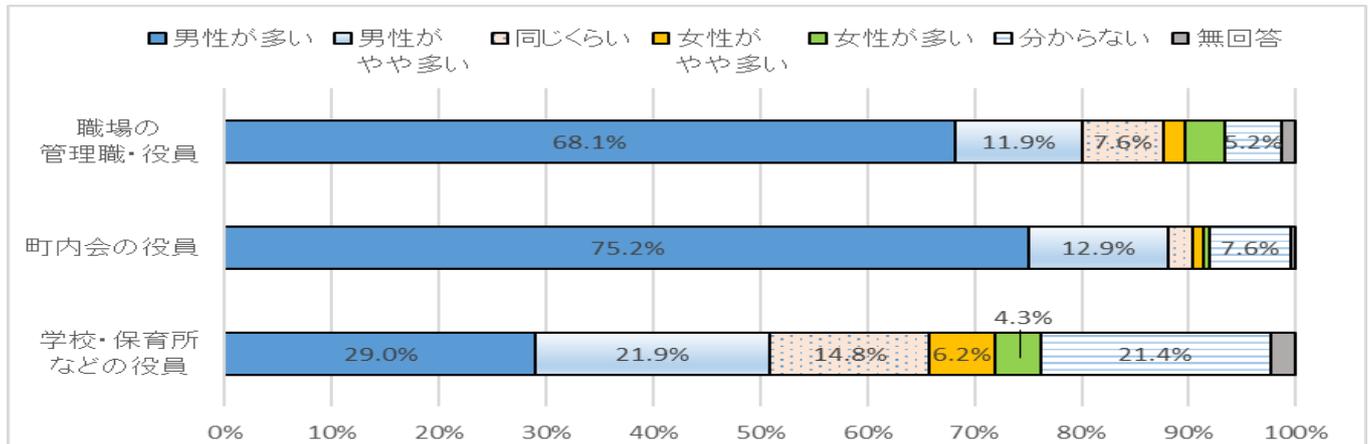
(女)



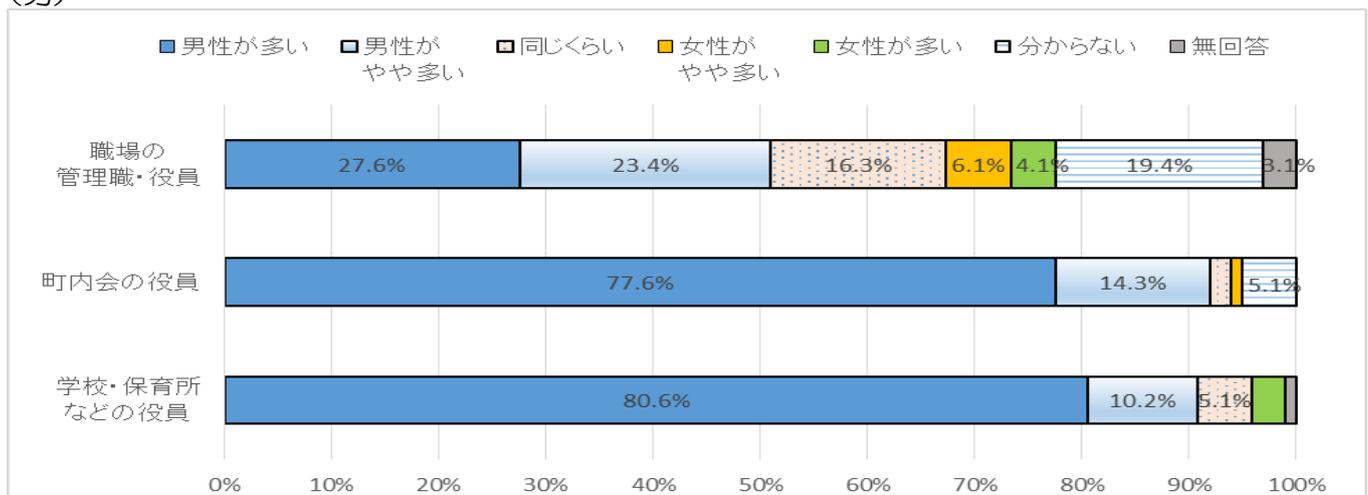
問 2: あなたの周りで、次のような方は男性が多いですか、女性が多いですか。

(N=210)

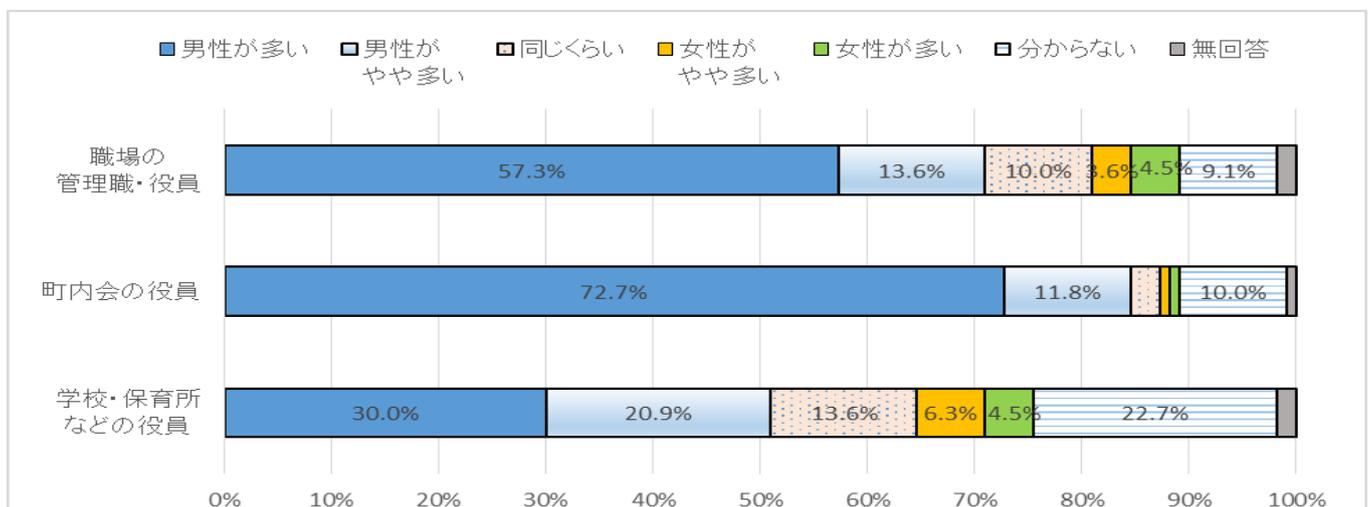
	男性が多い	男性がやや多い	同じくらい	女性がやや多い	女性が多い	分からない	無回答
職場の管理職・役員	143	25	16	4	8	11	3
町内会の役員	158	27	5	2	1	16	1
学校・保育所などの役員	61	46	31	13	9	45	5



(男)



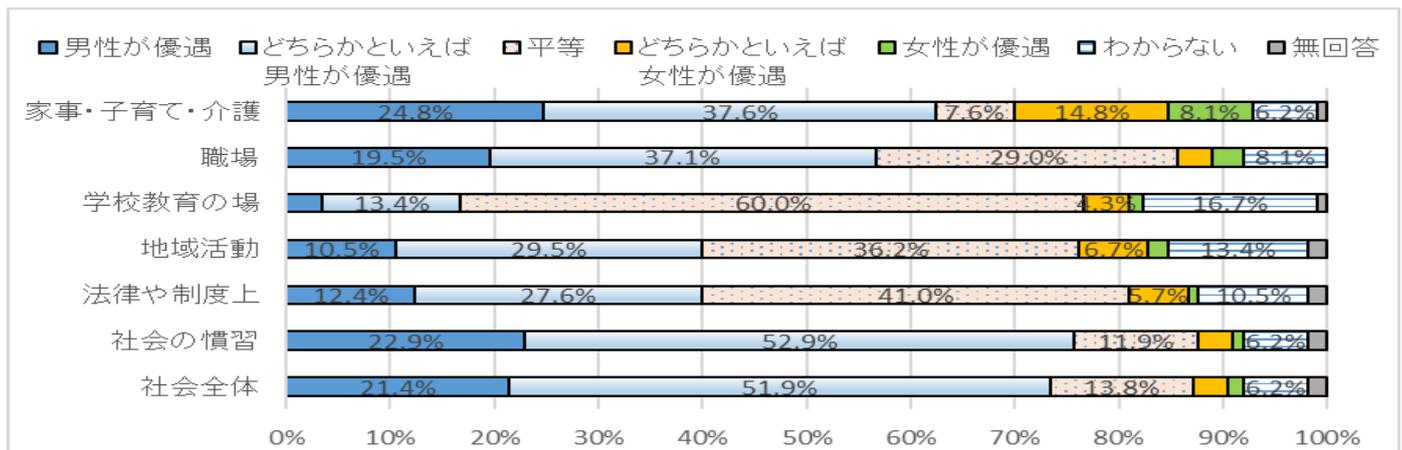
(女)



問3:次にあげる分野で、男女の立場は平等になっていると思いますか。

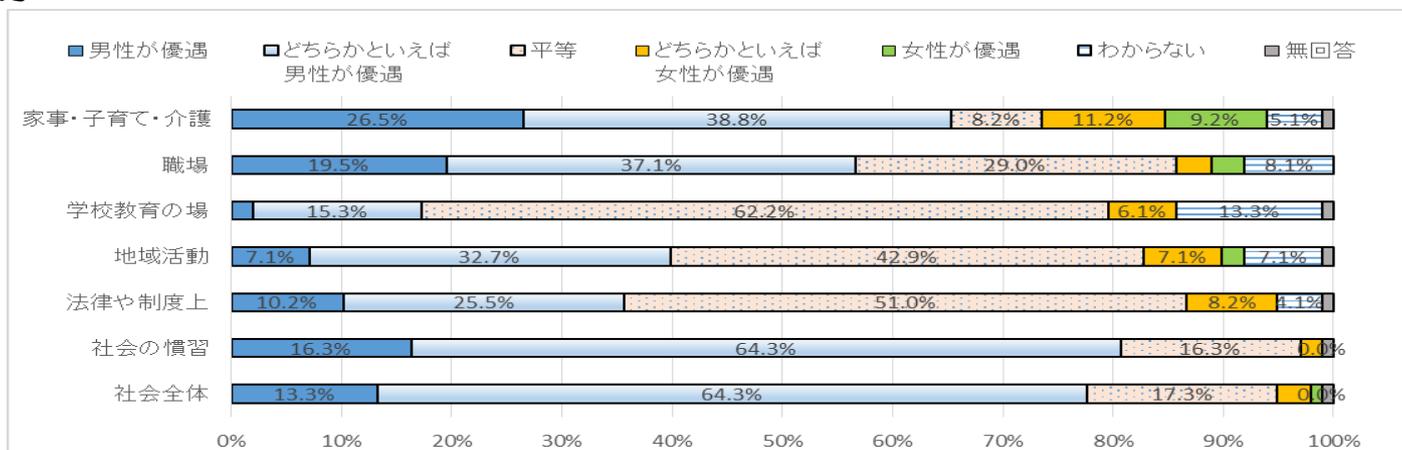
(N=210)

	男性が 優遇	どちらかといえば 男性が優遇	平等	どちらかといえば 女性が優遇	女性が 優遇	わからない	無回答
家事・子育て・介護	52	79	16	31	17	13	2
職場	41	78	61	7	6	17	0
学校教育の場	7	28	126	9	3	35	2
地域活動	22	62	76	14	4	28	4
法律や制度上	26	58	86	12	2	22	4
社会の慣習	48	111	25	7	2	13	4
社会全体	45	109	29	7	3	13	4

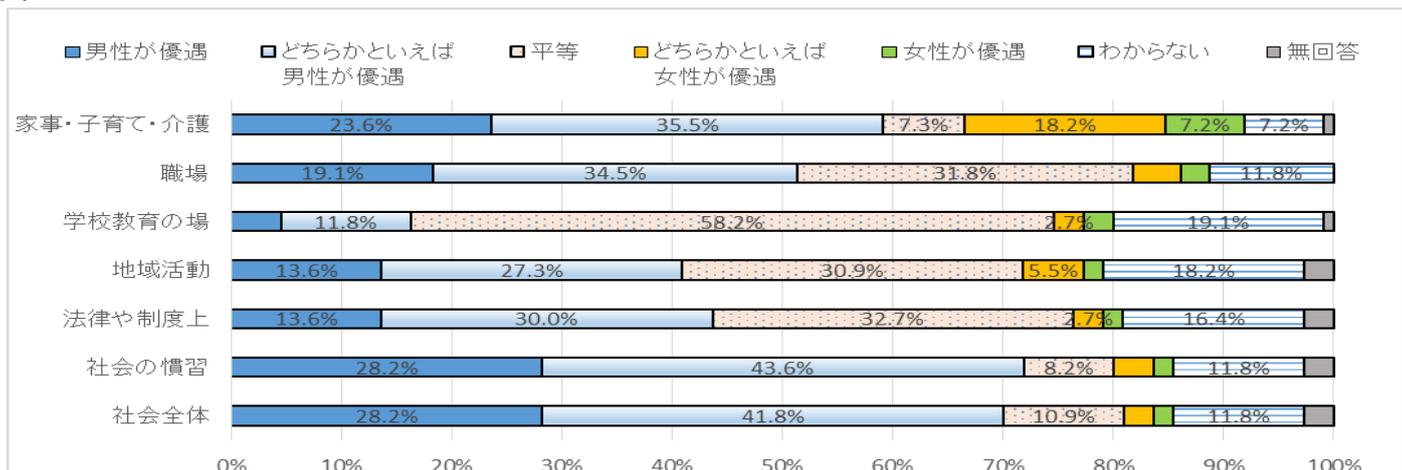


(男女別)

男

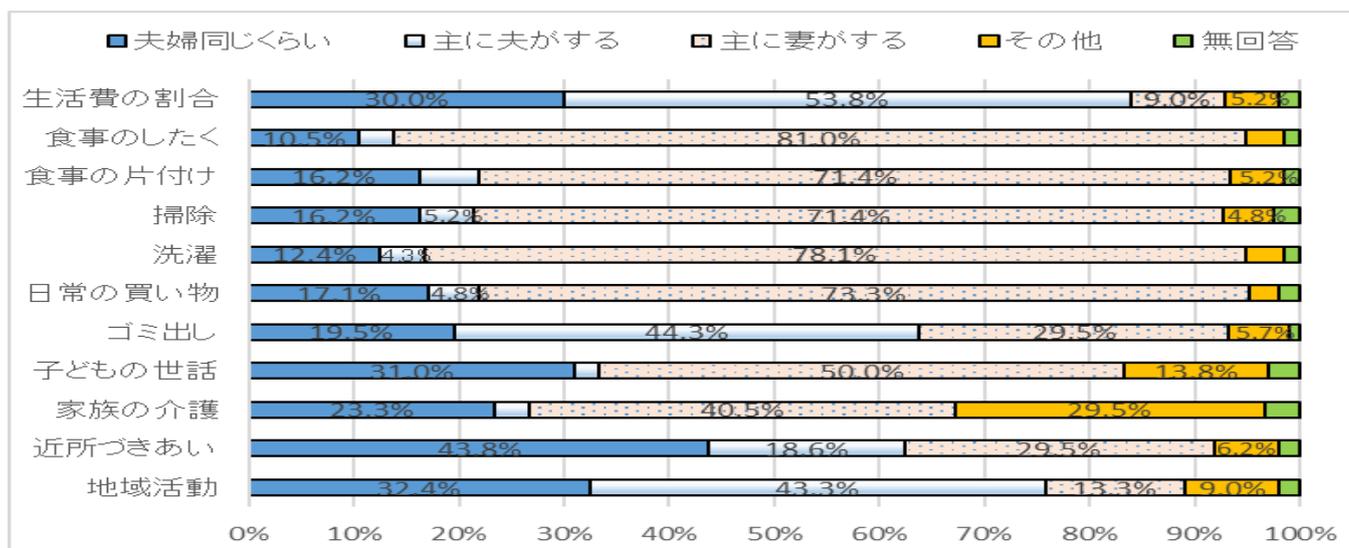


女

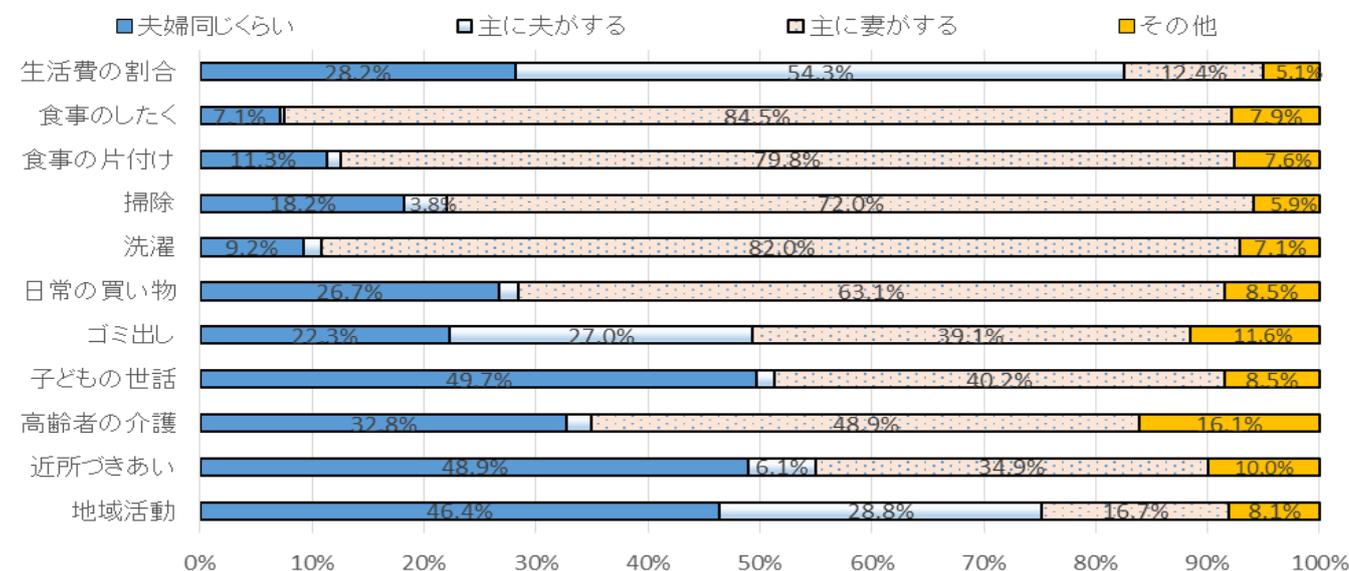


問4：家庭では、次にあげることは主に誰が分担（負担）していますか。配偶者のいない方は、役割だと思われるのは何ですか。
(N=210)

	夫婦同じくらい	主に夫がする	主に妻がする	その他	無回答
生活費の割合	63	113	19	11	4
食事のしたく	22	7	170	8	3
食事の片付け	34	12	150	11	3
掃除	34	11	150	10	5
洗濯	26	9	164	8	3
日常の買い物	36	10	154	6	4
ゴミ出し	41	93	62	12	2
子どもの世話	65	5	105	29	6
家族の介護	49	7	85	62	7
近所づきあい	92	39	62	13	4
地域活動	68	91	28	19	4

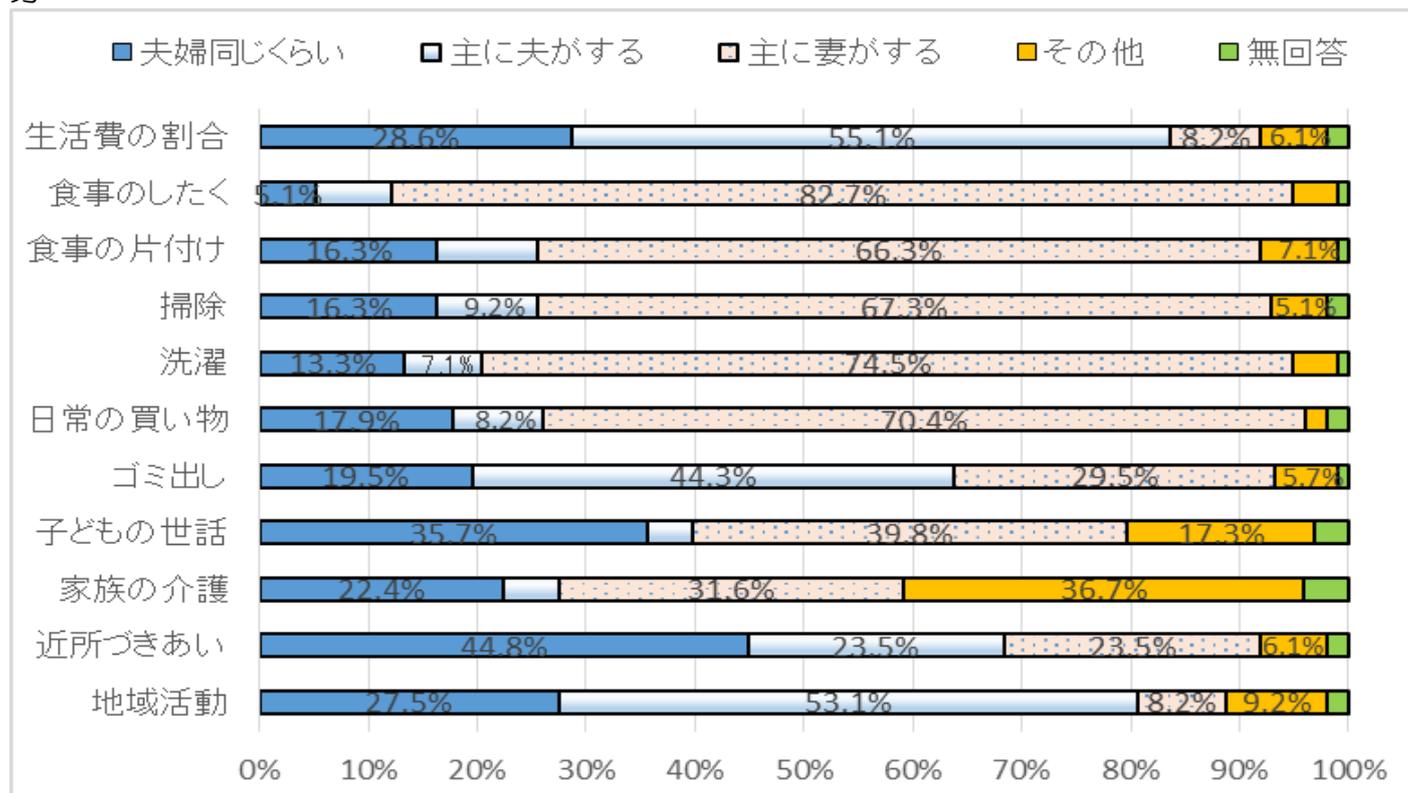


(平成15年時)

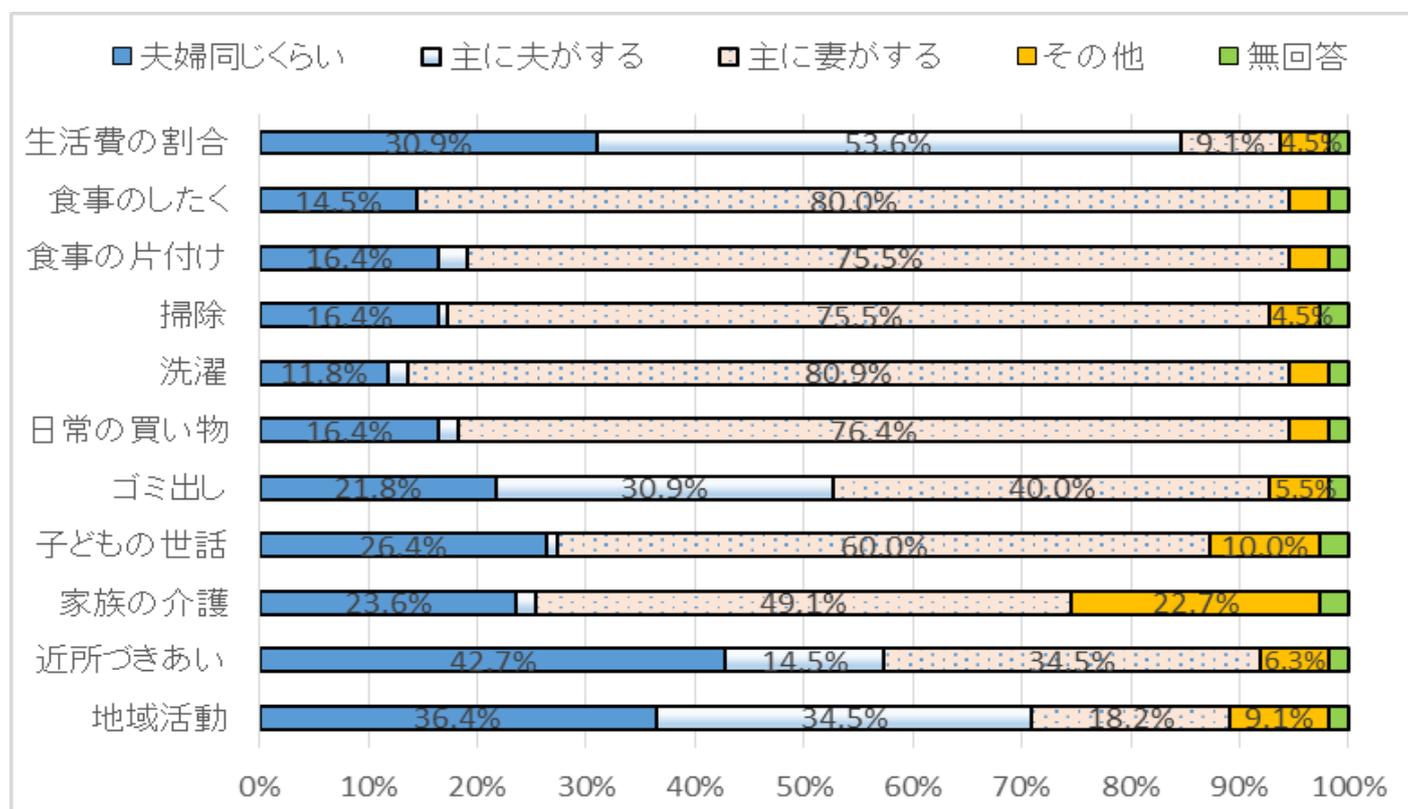


問4 (男女別)

男



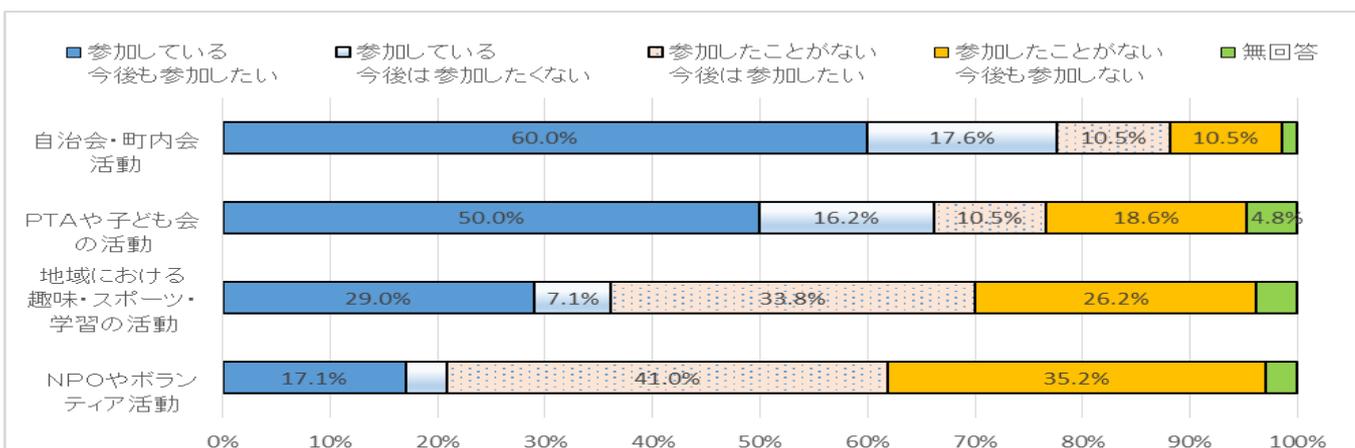
女



問 5: 次の地域活動について参加したことがありますか。

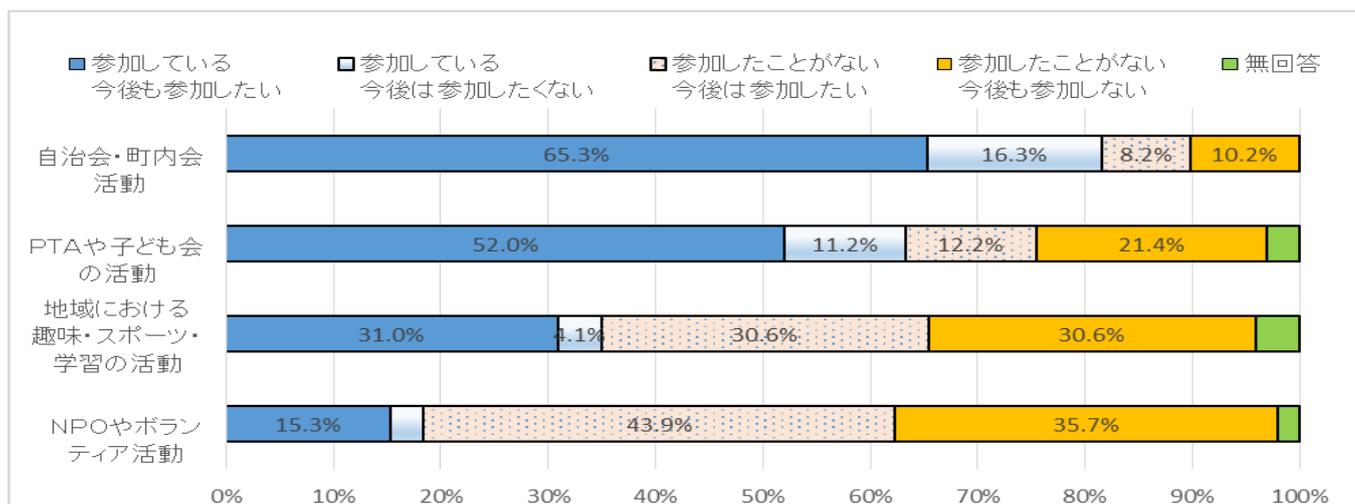
(N=210)

	参加している 今後も参加したい	参加している 今後は参加したくない	参加したことがない 今後は参加したい	参加したことがない 今後も参加しない	無回答
自治会・町内会活動	126	37	22	22	3
PTAや子ども会の活動	105	34	22	39	10
地域における趣味・ スポーツ・学習の活動	61	15	71	55	8
NPOやボランティア活動	36	8	86	74	6

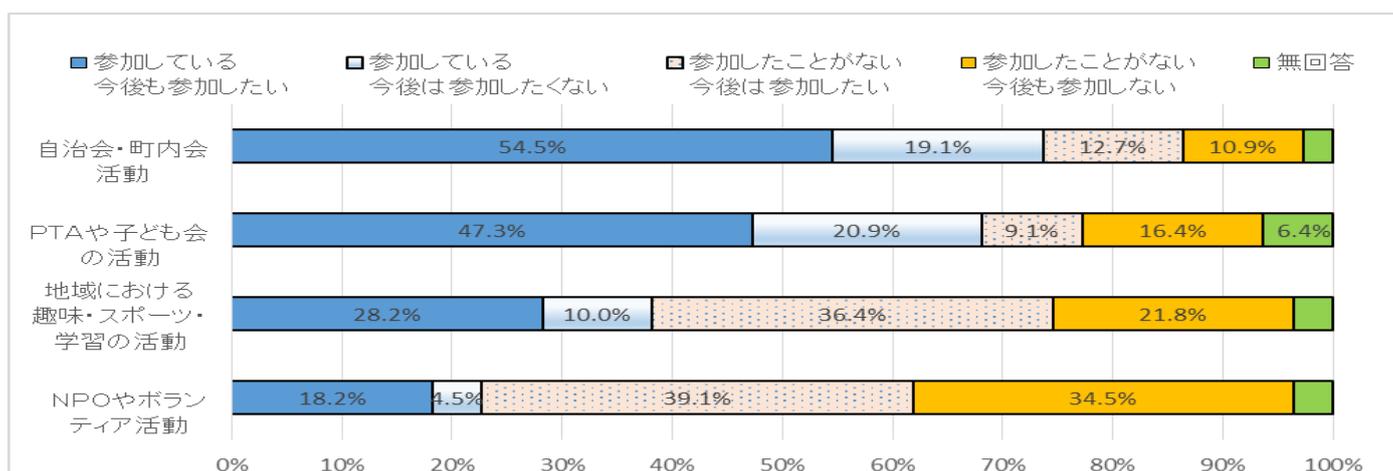


(男女別)

男



女



問6：今後さまざまな分野で女性の活躍が増える方が良いと思いますか。

(N=210)

良いと思う	112
どちらかといえばいいと思う	56
どちらともいえない	35
どちらかといえば良いとは思えない	2
良いとは思わない	2
その他（自由記載）	2
無回答	1

その他の意見

- ・女性の活躍が増えたからと言ってメリットが思いつかない。
- ・固定観念に捉われず様々な場面で平等に機会を与え適材適所に起用。

問7：男女が性別にとらわれることなく家庭生活（家事、子育て、介護）や地域活動に積極的に参加していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。（選択肢から3つまで選択）（N=210）

古い固定観念にとらわれず年配者などまわりの人が、男女の役割分担等について当事者の考えを尊重する	101
労働時間の短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	101
子ども男女を問わず、みんなで家事などをするような育て方（教育）をする	99
夫婦や家族間でのコミュニケーションを十分にはかる	83
男性の家事・地域活動などへの参加に対する抵抗感をなくす	48
社会の中で、男性による家事・地域活動等への参加に対する評価を高める	44
男性の家事・地域活動などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う	26
男性が家事・地域活動等を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめる	22
男性が、家庭や地域活動と仕事の両立などの問題を相談しやすい窓口を設ける	19
その他（自由記載）	9

その他の意見

- ・男女が同じように活動するには男女別の教育も必要かと思う。
- ・地域活動を行う者同士の根本的なつながりの簡易化。市による地域活動者の職場への働きかけ。地域活動を行う末端の人間すべての明確な位置づけ。
- ・専業主婦でも生活できるようにする。
- ・利己的考え主張が強すぎる。
- ・地域活動、親戚の集まり等、男性が集まって決めているイメージがある。飲み食いは男性のみで、女性はひたすら裏で御三どんをしているような。このような素地を正して女性も座って意見を言えるようにすれば変化すると思う。
- ・自分たち夫婦（妻60才夫70才）の年代の平等な家事育児はまず無いと思っています。しかし、最近の若い方は、家事育児はしなければならないと思っているのではないかと思います。
- ・男性も授業参観や平日の学校行事に参加できるように会社側も配慮してほしい
- ・1～9すべてが必要とりわけ次世代を担う子供の教育が大事
- ・男性自身が意識を変えさえすれば解決すると思う。

問7（男女別）

男

(N=98)

古い固定観念にとらわれず年配者などまわりの人が、男女の役割分担等について当事者の考えを尊重する	44
労働時間の短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	52
子ども男女を問わず、みんなで家事などをするような育て方（教育）をする	36
夫婦や家族間でのコミュニケーションを十分にはかる	49
男性の家事・地域活動などへの参加に対する抵抗感をなくす	18
社会の中で、男性による家事・地域活動等への参加に対する評価を高める	21
男性の家事・地域活動などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う	13
男性が家事・地域活動等を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめる	11
男性が、家庭や地域活動と仕事の両立などの問題を相談しやすい窓口を設ける	9
その他（自由記載）	4

女

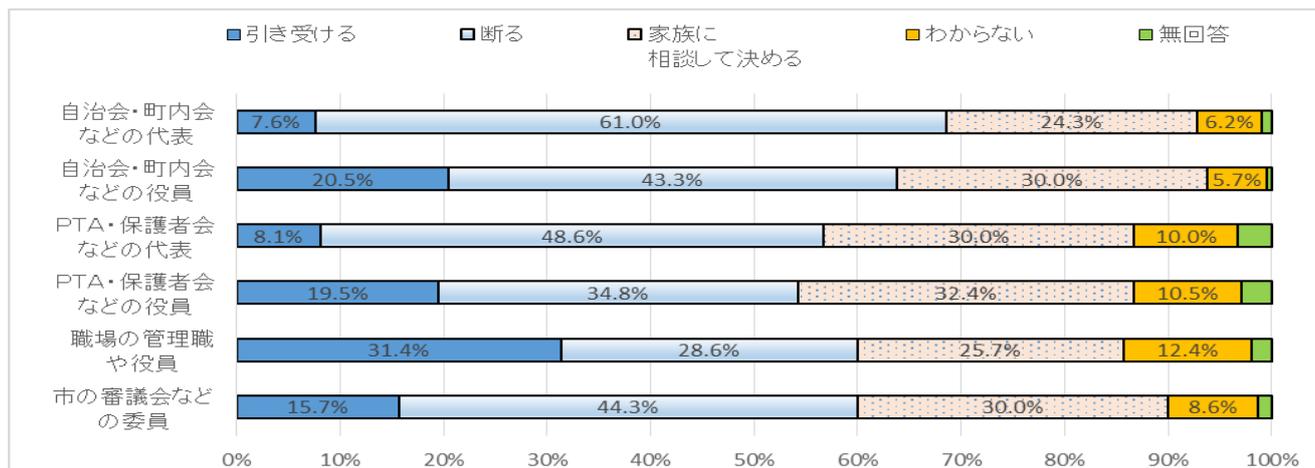
(N=110)

古い固定観念にとらわれず年配者などまわりの人が、男女の役割分担等について当事者の考えを尊重する	56
労働時間の短縮や休暇制度の普及により、仕事以外の時間をより多く持てるようにする	49
子ども男女を問わず、みんなで家事などをするような育て方（教育）をする	62
夫婦や家族間でのコミュニケーションを十分にはかる	49
男性の家事・地域活動などへの参加に対する抵抗感をなくす	29
社会の中で、男性による家事・地域活動等への参加に対する評価を高める	22
男性の家事・地域活動などに対する関心が高まるよう啓発や情報提供を行う	13
男性が家事・地域活動等を行うための、仲間（ネットワーク）作りをすすめる	10
男性が、家庭や地域活動と仕事の両立などの問題を相談しやすい窓口を設ける	10
その他（自由記載）	5

問 8: 次にあげる役職について要請があった場合引き受けますか。

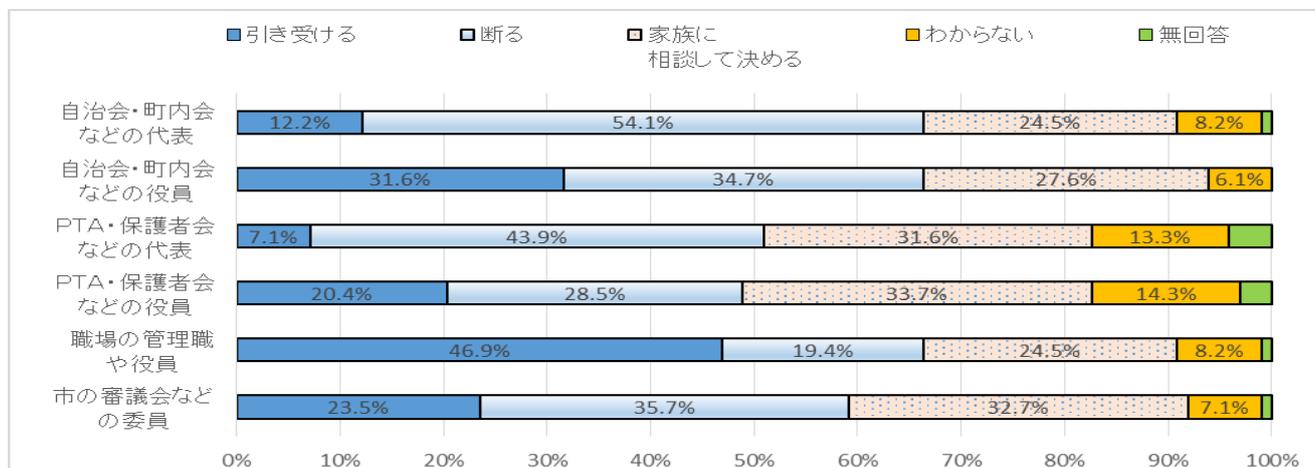
(N=210)

	引き受ける	断る	家族に相談して決める	わからない	無回答
自治会・町内会などの代表	16	128	51	13	2
自治会・町内会などの役員	43	91	63	12	1
PTA・保護者会などの代表	17	102	63	21	7
PTA・保護者会などの役員	41	73	68	22	6
職場の管理職や役員	66	60	54	26	4
市の審議会などの委員	33	93	63	18	3

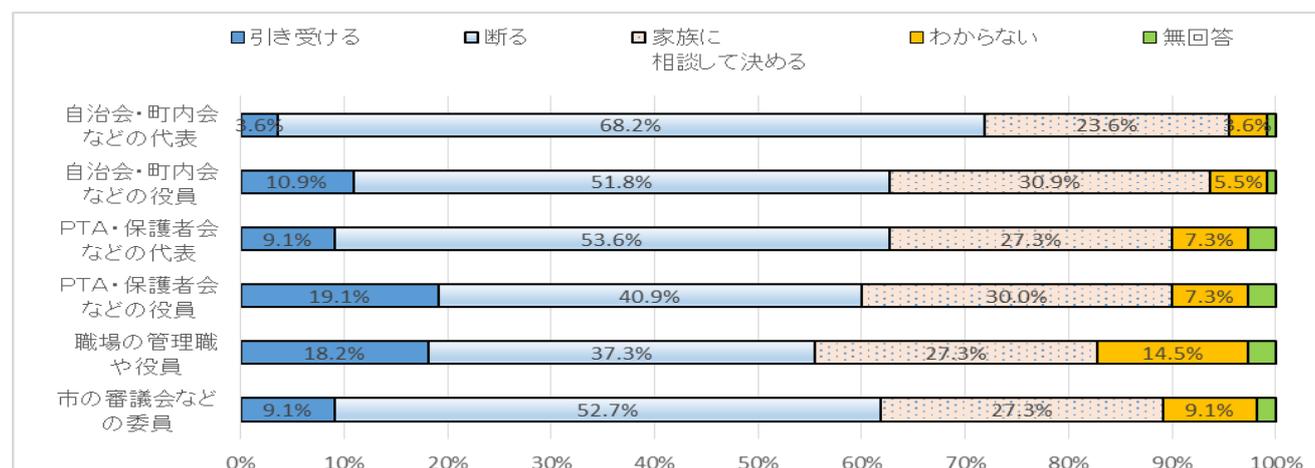


(男女別)

男



女



問9：「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方についてどのように考えていますか。(N=210)

	全体割合 (N=210)	男性割合 (N=98)	女性割合 (N=110)
賛成	2.8% (6)	4.0% (4)	1.8% (2)
どちらかといえ ば賛成	25.7% (54)	30.6% (30)	21.8% (24)
わからない	23.8% (50)	22.4% (22)	23.6% (26)
どちらかといえ ば反対	27.1% (57)	24.4% (24)	30.0% (33)
反対	20.4% (43)	18.3% (18)	22.7% (25)

(山形県：H26年)

	全体割合 (N=1,659)	男性割合 (N=673)	女性割合 (N=935)
賛成	7.4%	10.4%	5.6%
どちらかといえ ば賛成	30.4%	33.1%	29.8%
わからない	11.6%	12.2%	11.6%
どちらかといえ ば反対	30.9%	25.9%	35.8%
反対	17.2%	18.4%	17.2%

(国：H28年度世論調査)

	全体割合 (N=3,059)	男性割合 (N=1,404)	女性割合 (N=1,655)
賛成	8.8%	9.4%	8.3%
どちらかといえ ば賛成	31.7%	35.3%	28.7%
わからない	5.1%	5.8%	4.5%
どちらかといえ ば反対	34.8%	32.2%	37.0%
反対	19.5%	17.2%	21.5%

問 10：女性が仕事に就くことについてどのように考えていますか。

(N=210)

どちらでも良い、本人の自由	113
結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるほうが良い	52
子どもができたら仕事をやめ、手がかからなくなったら再び仕事に就く方が良い	38
子どもができるまでは仕事に就いている方が良い	3
わからない	2
女性は仕事に就かない方が良い	1
その他（自由記載）	1

その他の意見

- ・仕事はやめず3年くらい育休が取れたらよい。

(平成15年時)

(N=243)

どちらでも良い、本人の自由	84
結婚、出産にかかわらず、ずっと仕事を続けるほうが良い	61
子どもができたら仕事をやめ、手がかからなくなったら再び仕事に就く方が良い	57
不明	15
子どもができるまでは仕事に就いている方が良い	13
結婚するまでは仕事に就いている方が良い	6
わからない	4
女性は仕事に就かない方が良い	2
その他	1

問 11：あなたの職場において、男女間に差別がある場合、どのような理由からだと思いますか。就業していない場合は一般的に考えられることをお答えください。（選択肢から3つまで選択）（N=210）

家事・育児・介護について女性の負担が大きい	147
女性は、結婚や出産などで継続して働きにくい	116
女性は転勤などの人事異動がしにくい	63
職場の上司や同僚の理解がない	39
会社や雇用主が男女平等に真剣に取り組んでいない	32
女性はパートやアルバイトなどのほうが働きやすい	31
男性に「女性は責任のある役職やリーダーに向かない」という意識がある	23
「男は仕事、女は家庭」という意識がある	22
男女間の差別はない	20
女性に「責任のある役職やリーダーに就きたくない」という意識がある	17
わからない	5
その他（自由記載）	2

その他の意見

- ・女性だけの職場
- ・女性に依存心がある（女性自身の問題）

問 12：女性の就労に対する企業や行政による支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

(選択肢から3つまで選択)

(N=210)

男女ともに取得しやすい育児・介護休業制度の啓発・促進	113
保育・介護のための施設やサービスの充実	108
パートタイム・派遣労働などの雇用の安定や労働条件の整備	90
労働時間の短縮	61
労働条件における男女平等の推進	60
就業のための技能習得への支援や就職情報提供の充実	28
女性の企業支援	21
再就職講座やセミナーなどの充実	20
労働問題や苦情処理窓口の充実	16
女性の就労についての啓発や広報	12
その他(自由記載)	4

その他の意見

- ・職業訓練など容易に受けられるようにする。
- ・育児・介護休業制度の有給制度化
- ・根本的な女性就労に対する考え方の一新。不安の払拭。
- ・子供がもし学童に入られなくなったら働けなくなる。学校などで図書室を使わせてくれるなど帰りの時間までいれる所を作ってほしい。公民館など。

問 13：DV(ドメスティック・バイオレンス)という言葉や内容を知っていますか。

(N=210)

言葉も内容も知っている	194
言葉は知っているが、内容はよく知らない	13
言葉も内容も知らない	1
無回答	2

(問14～16の回答については任意)

問 14：次のような行為を受けたり、見聞きしたことはありますか。

(N=210)

	自分が受けた	身近で見聞きした	マスコミ等で聞いたことはある	知らない	無回答
セクハラ※2	9	37	137	11	16
ストーカー行為※3	4	23	154	13	16
DV	9	32	134	9	26

問 15：(問 14 で「自分が受けた」と回答した方)どこ(誰)かに相談等しましたか。

(N=15)

相談した	6	相談しなかった	9
------	---	---------	---

問 16：(問 15 で「相談しなかった」と回答した方)その理由は何ですか。(複数選択)

(N=9)

相談しても無駄だと思ったから	4
自分さえ我慢すればいいと思ったから	4
相談したことが分かって、仕返しを受けると思ったから	2
どこ(誰)に相談していいのかわからなかったから	1
自分にも悪いところがあるから	1
その他(自由記載)	1

その他の意見

- 40~30年前までは日常的であった。

問 17：女性と男性が平等な立場で協力し合える社会にするために、行政としてどのようなことに力を入れると良いと思いますか。(選択肢から3つまで選択)

(N=210)

子どもを産み育てやすい環境づくり(助成制度や医療の充実等)の促進	124
育児・保育施設の充実	98
子どものときから、学校で平等意識を育てる教育の充実	77
介護施設の充実	62
就労機会や労働条件の男女格差を解消するための働きかけ	58
男女双方に対しての意識啓発、学習機会の充実	35
行政の施策決定などへの女性の参画、登用の促進	32
あらゆる分野への女性の積極的な参加の促進	28
各種相談事業の充実	16
女性の職業教育、訓練の機会の充実	14
女性に関する活動等の情報提供の充実	13
配偶者等からの暴力被害者への支援、セクハラ防止対策の働きかけ	8
その他(自由記載)	2

その他の意見

- 社会的な女性に対する立場の重要性の本格化。賃金の合理化、役職等、職場に対する働きかけ
- 安全、安心で生活できる社会環境(法制度とその行政サービスを含めて)の整備

自由記述：男女共同参画に関して、あなたのご意見などをお聞かせください。（一部抜粋）

30代男性

- 大変な仕事だと思いますが、新庄市をより良い住みやすい所にするために頑張ってください。この問題を解決しないと人口も増えないし、少子化が止まらないと思います。安心して子どもを産める、そして子育てができるそういう市政にしてほしいものです。
- 家庭で過ごす時間が増えるように労働時間の見直しを考えて頂き、コミュニケーションをとることで、夫婦間での仕事への理解をし合える世の中になってほしい。

50代男性

- 男女が自分の仕事に真剣に取り組、同じ立場で話し合えば男女共同参画がより良いものになると思う。女性の働く環境の充実が必要と考えます。
- 女性は出産・育児の面で、男性に比べてどうしても負担が大きくなると考えます。男性の育児休業は認められてはいるものの、出産そのものがかなりの負担だと考えます。いろいろな職種がありますが、産休育休の充実、職場復帰後の働きやすい環境など、まだまだ改善されなければならない職種があると考えます。また、子育てにおいては、子どもの教育についても、心豊かな成長を促す上でも、夫婦の共通理解・協力がなければ家庭内での子育てにかかわる問題が生じるなど、男女共同参画の視点と違った問題も考えられるのではないかと思います。
- 男女が共に協力し合って、家庭・地域・社会を作っていくことはとても大切なことだと思います。男女は同じ人間として対等で平等な立場であることが基本になればならないと思います。男女共同参画を推進することはとても大切なことであり、よりよく家庭・地域・社会を形成していくための核になると思います。

50代女性

- 女性の社会での活躍は必要なもので、男性同等の職場での役職なども女性が働く上でモチベーションになるかと思っています。社会や職場で必要な資質や知識の向上。女性や男性の特徴を理解した適材適所への配置。女性も男性もお互いに思いやりのあるコミュニケーションを持つことで、生活しやすい空間や空気感が生まれるのではと思います。都心部より地方になればなるほど男女共同参画が難しくなると思います。
- 私の職場は女性だけです。始めたときは大半が子育て中で、幼少から大学、社会人となり仕事との両立は協力して皆で乗り切ってきたように思います。近年は、介護との両立になりました。家族、地域のサポートがなければ仕事は続けられないし、人口減で働き手も不足しています。自身も、いつまで続けられるか将来も不安です。都市と地方の格差が縮まって男女共同参画の実行実現に期待します。
- 男女平等の職場にいるので不平等をあまり感じませんが、男女の別なく人間として役割分担をしていくことは、家庭・社会の中で必要なことだと思います。自分の能力が発揮できやりたいことを進んでやれる社会であるべきです。例えば自分が給料が多いから収入があるから人を見下してはいけませんし、権力があるからといって自分本位に進めてもいけないと思います。全ては人間の器にかかっていると思うので、男女の別なく人間として納得し、他人を思いやっていくことが必要だと思います。

60代男性

- 社会環境等を変えていく必要がありますが、女性も意識を変えていく必要があると思います。
- 昔に比べ、生活費全体の支出が多くなり男女ともに結婚してからも働いて収入を得なければ生活が安定しない状況にあると思います。仕事業種によっては、大きな責任を持って取り組むこともあり、女性にとっ

ては大変な一面と思います。また、結婚後の出産に対しても迷いが生じるのではないのでしょうか。今回のアンケートで、若い人達の考え方がどんな考え方を持っているのか地域の今後に参考になる事を願っております。

60代女性

- 市で計画が14年前から出来ていた事を初めて知りました。私も何十年と働いてきましたが、子育てが終わると親の介護や孫子守と、女性は家族・家庭の見守りが強く、いろいろな犠牲を払って仕事を続ける難しさがあります。私としては、家庭があるので仕事をしているのですが。家族が一番、仕事は二番なはず。男性は仕事が優先、が当たり前の考えで、今時のイクメンとか時代が違う若者たちには、もう少し平等な生活が送れるよう住みやすい田舎の子育てしやすい働きやすい地域づくりを頑張してほしいです。

計画策定の経過

平成29年 1月～2月	市民アンケート調査実施
平成29年 2月～5月	アンケート調査集計、分析
平成29年 7月	第1回計画策定委員会
平成29年 9月	第2回計画策定委員会
平成29年11月	第3回計画策定委員会
平成29年11月	定例教育委員会報告
平成29年11月	総務文教委員協議会報告
平成29年12月～平成30年1月	パブリックコメント実施
平成30年 3月	計画策定

委員名簿

区分	氏名	所属・役職名等
委員長	沼野 慈	特定非営利活動法人NPOもがみ理事長
副委員長	佐藤 亜希子	新庄商工会議所総務課長兼最上地域女性応援会議代表
委員	上嶋 竜一	新庄商工会議所青年部長
委員	小嶋 可那子	小嶋可那子事務所
委員	沼澤 紘一	公益財団法人新庄青年会議所
委員	早坂 智佳子	早坂司法書士事務所
委員	早坂 祐司	新庄市小中学校校長会会長

アドバイザー

所属・役職名等	氏名
山形県男女共同参画支援センターチェリア館長	高木 直
山形県最上総合支庁保健福祉環境部子ども家庭支援課	鈴木 千夏

事務局

所属・役職名等	氏名
新庄市教育委員会社会教育課長	荒澤 精也
新庄市教育委員会社会教育課	鈴木 悠
新庄市教育委員会社会教育課	松原 知子

◆新庄市男女共同参画計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第3項の規定に基づき、新庄市男女共同参画計画(以下「計画」という。)を策定するに当たり、新庄市男女共同参画計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、審議及び調査を行う。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に係る資料の収集に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体から選任された者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、市長が委員を委嘱した日から計画の策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、委員の委嘱後最初に招集される委員会は、市長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、社会教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

新庄市男女共同参画計画

平成30年3月

発行：山形県新庄市

編集：新庄市教育委員会社会教育課

〒996-8501 山形県新庄市沖の町10番37号